

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年12月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 令和元年12月2日(月)
午前10時30分から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場402会議室
- 3 会議に付議した事件
議案第73号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第74号 令和元年12月における選挙人名簿への登録について
議案第75号 令和元年12月における選挙人名簿の調製について
議案第76号 直接請求の法定数の告示について
議案第77号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 高橋 康夫
- 5 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 菊池 敬 書記長補佐 鷹野 光寿
書記 須藤 博 書記 星野 直
- 6 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 7 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、令和元年12月の定時登録に係るものが4件、東海村議会議員一般選挙に係るものが1件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第73号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**須藤書記** 議案第73号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第73号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第73号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第74号 令和元年12月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**須藤書記** 議案第74号は、公職選挙法第22条第1項の規定により令和元年12月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は令和元年12月1日、登録日は令和元年12月2日、登録資格要件としては、（1）住所移転者が、令和元年9月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。（2）年齢満18年以上の者が、平成13年12月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第74号 令和元年12月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第74号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第75号 令和元年12月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第75号は、公職選挙法第19条第2項の規定により令和元年12月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回令和元年9月の定時登録者数31,284名から26名増の31,310名となりました。26名増の根拠といたしましては、抹消者数が313名、新規登録者数が232名、新有権者数が107名となっています。

○本多委員長 （別冊を回覧後）ただ今、「議案第75号 令和元年12月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第75号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第76号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第76号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙（記載略）のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第76号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第76号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第77号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局より説明をお願いいたします。

○須藤書記 議案第77号は、公職選挙法第144条の2第1項及び第3項の規定により、令和2年1月19日に執行される予定の東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を別紙（記載略）のとおり定めるものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第77号 東海村議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所の決定について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第77号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 その他としまして、事務局から何かありますか。

○須藤書記 次回の選挙管理委員会は12月23日の開催を予定しています。
東海村議会議員一般選挙に関する議案を付議する予定ですので、よろしくお願
いいたします。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。
これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前11時